

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第156号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第361号）

事件名：特定事件に係る東京法務局と海上自衛隊の打合せに関し特定の内容が記載された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、期日経過報告書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年12月7日付け2庶文1第1121号により東京法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の取消し及び全部開示の決定と合わせて、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定月に始まった特定訴訟においては、特定の原因が争点となった。当初被告国側は、特定原因についての主張を留保していた。調査回報書（国を当事者とする訴訟において、事件の概要や応訴方針等について、関係行政庁から法務省に通知する文書）の別紙・別冊を構成していた特定調査報告書に基づく主張をすることも検討されたが、結局訴訟係属とほぼ同時に開始された、文書提出命令申立事件の結果を見極めることとされたのである。

そして文書提出命令申立事件が終結した特定年になって初めて、国側は特定原因について主張した。

すなわち、特定調査報告書に基づく主張をするか否かは、足掛け3年にわたって検討されたのであるから、開示請求対象文書はもっとあっていいはずである。

なお、唯一開示された文書は黒塗りが多過ぎて（日付さえ黒塗りにさ

れている) わかりにくいので、もう少し黒塗りを外して頂きたい。日付等がわかった程度では、国側の応訴方針がわかり、訴訟事務に支障が生じるといったことはないはずである。

(2) 意見書

「理由説明書」(下記第3の1)にいくつか微妙な表現があるので、確認させて頂きたい。

ア 「特定事件について(報告)」(特定年月日)について、文書名を出さずに言及している文書は無いか。

「理由説明書」に、「特定日付けの報告に関する記載がある文書として東京法務局が保有していたのは、下記第3の1(2)ア(イ)aの期日経過報告書のみであった。」とある。しかし、「特定日付け文書」とか「特定事件について」とか直接的に言及していなくても、「調査回報書別紙の文書」といったように、別の表現で言及している文書は無いか。あれば、それが開示請求文書である。

イ 海上自衛隊と横浜地方法務局の間でやり取りされた文書は、開示対象文書に含まれているのか。

特定訴訟の法務省における担当部局は、当初は横浜地方法務局であったが、後に東京法務局になった。そして、本件に関する文書は、一括して東京法務局が保有していると聞いている。ところが、上記引用部分には「東京法務局が保有していた」とあり、東京法務局が保有しておらず、横浜地方法務局が保有している本件訴訟関係文書が存在するようにも読める。

もしあれば、横浜地方法務局に別途開示請求しなければならないので、その点について教示頂ければ幸いである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 意見の趣旨

審査請求に係る原処分は、正当である。

(2) 意見の理由

ア 本件開示請求の内容及び開示決定並びに審査請求の趣旨について

(ア) 本件開示請求は、「「特定訴訟」に関する東京法務局と海上自衛隊の打ち合わせの内容が記載された文書(期日外経過通知書等)」で、「特定原因に関する調査報告書(調査回報書の一部を構成)を訴訟に提出するかどうか、あるいは特定原因についてそれに基づいた主張をするかどうか検討した内容が書かれたもの。」との内容により請求されたものである。

(イ) この開示請求に対し、処分庁は以下のとおり決定した。

a 上記(ア)の調査報告書に関する記載がある期日経過報告書を

特定した。

b 上記（ア）の文書について、法5条5号及び6号口に該当する部分を除き、開示した（原処分）。

c この原処分に対する審査請求の趣旨は、①文書の日付等を不開示としたことは不当であるとして、不開示部分の取消し及び全部開示を求めるとともに、②調査報告書に基づく主張をするか否かは、足掛け3年にわたって検討されたのであるから、開示請求対象文書はもっとあっていいはずであるとして、文書の再特定を求め、その開示を求めているものと解される。

イ 本件不開示部分が法5条5号に該当すること

期日経過報告は、各事件の指定代理人である訟務部局の職員が、期日における当事者の主張内容や立証活動、裁判所の訴訟指揮・釈明等の事件処理の結果、今後の当該事件の見通しに関する意見交換や指示等を、訴訟の一方当事者としての立場から、内部的に記録し報告するために作成するものであり、この報告書に基づいて今後の国等の訴訟対応方針を検討したり裁判の行方を予測したりすることもある。したがって、当然のことながら将来にわたって公にしないことを前提に作成するものである。

訴訟の追行に関して国等の内部で行われる検討、協議等は、将来にわたって公にされないという信頼の下に行われているものであるから、それらについて記録された期日経過報告が将来公にされることとなると、所管行政庁は、訟務部局との打合せ等の内容が将来公にされるとの懸念から、打合せにおいて、検討段階の暫定的方針や忌憚のない意見等を表明することを控えるとともに、事実を述べなくなる、あるいは事実を述べても十分には述べなくなることになりかねない。

訟務部局は、訴訟が係属したときは、所管行政庁から当該紛争についての事実関係を幾度となく確認するなどして真実を追求することとなるが、そのためには、訴訟追行のための内部的な打合せや資料が将来にわたって公にされないとの了解が不可欠であり、これらが守られないこととなると、今後は行政庁からの事実の報告が期待できなくなり、適切な訴訟追行に著しく重大な支障を来しかねない。

また、期日経過報告の記録は、適宜要約や省略が行われているから、国等の訴訟対応方針について一方的な評価や誤解を招きかねず、このような事態は、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のとおり、期日経過報告を開示すると、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわ

れるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

ウ 本件不開示情報が法5条6号口に該当すること

期日経過報告は、前記イのとおり、訴訟の一方当事者である国等において、自己使用のためにのみ作成する手の内情報が記録された文書であるところ、これが公にされることとなれば、訴訟の一方当事者である国等の訴訟対応方針等に係る検討、協議における率直な意見の交換が不当に阻害されるおそれがある。

また、訟務部局の担当者においても、将来期日経過報告が公にされることによる上記のような不利益を防ぐために、期日経過報告に本来記録すべき報告事項を記録することを控えることにもなりかねない。そうなると、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなる。

さらに期日経過報告の記載は、適宜要約や省略が行われているから、期日経過報告が公にされると、当時の訴訟の前提となっていた諸事情や記録された文脈と離れ、当該記録された文言のみによって検討内容等が推認され、国等の訴訟対応方針について一方的な評価や誤解を招きかねない。このような事態は、国等の適切な訴訟対応を阻害するものである。

加えて、期日経過報告には、国等の訴訟対応方針も記録されるが、これは現在でも基本的に異なるものではない。したがって、仮にこれを公にすれば、国等を当事者とする他の訴訟において、相手方当事者らに国等の訴訟対応方針を推測されることになり、国等としては、相手方当事者の訴訟対応方針を知ることができないにもかかわらず、国等と対立する相手方は国等の訴訟対応方針を知り得るところとなり、対等であるべき訴訟当事者間において、不公平な状況が現出するおそれがある。

以上のとおり、期日経過報告を公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

なお、期日経過報告については、情報公開・個人情報保護審査会平成21年度（行情）答申第207号において、発送年月日等を含めて不開示とすることが妥当である旨判断されている。

エ 開示対象文書の特定に誤りはないこと

法2条2項は、行政文書を「当該行政機関が保有しているもの」と

しているところ、東京法務局において関係ファイルを探した上で、特定日付けの報告に関する記載がある文書として東京法務局が保有していたのは、前記ア（イ） a の期日経過報告書のみであったのであるから、開示対象文書の特定に誤りはない。

(3) 結語

以上のとおりであるから、本件部分開示決定は正当である。

2 補充理由説明書

(1) 文書の特定について

審査請求人は、本件請求文書の開示を求め、審査請求書において、上記の主張をするか否かについては「足掛け3年にわたって検討されたのであるから、開示請求対象文書はもっとあっていいはずである」と主張している。

しかしながら、訴訟における主張立証に関し、法務局と行政庁との間で打合せをした場合に、その打合せの内容を記録した文書を作成するのは、必要がある場合に限られるから、訴訟の係属期間が長くなったからといって、打合せの内容を記録した文書が多く作成されるというわけではない。

また、東京法務局においては、関係部署に保存されている関係ファイルの全ての記録及び資料等を探索し、その記載内容を調査して、本件対象文書を探索した結果、本件対象文書は、原処分で開示済みの「期日経過報告書」（4枚）のみであると特定したものである。

なお、本件対象文書の特定に当たっては、「調査報告書」という表題が記載されているものだけではなく、いわゆる「特定訴訟」で争点とされた特定事案に関連し調査結果を取りまとめた文書に関する記載があるものについても探索・調査の対象とした上で、本件対象文書を特定したものである。

したがって、本件対象文書は、原処分で開示済みの「期日経過報告書」（4枚）のみであるとした原処分は、正当である。

(2) 不開示情報該当性について

諮問庁は、理由説明書（上記1）の（2）のイ及びウにおいて、原処分において一部不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）が法5条5号及び6号口に該当する旨述べたところであるが、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について、補足してその理由を述べる。

ア 今回期日（手続の別、結果及び裁判官名）、出頭者（法務局及び行政庁、相手方、相被告、傍聴、記者）、添付書類の名称、次回の予定及び経過要旨について

今回期日（手続の別、結果及び裁判官名）、出頭者（法務局及び行政庁、相手方、相被告、傍聴、記者）、添付書類の名称、次回の予

定及び経過要旨については、国の担当者により、国の訴訟対応方針等の検討、協議のために必要な情報に絞って取りまとめられ、法廷でのやり取りと国側担当者の評価が混在として一体となっているものであり、訴訟の一方当事者である国の訴訟対応方針等に係る検討・協議における率直な意見等が記載されているものである。これらを公にすると、本来記載すべき報告事項等を記載することを控えることにもなり、その結果、訟務部局内部において、上同等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上同等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

また、これらを公にすると、訟務部局内部において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれる結果、国の訴訟遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号にも該当する。

イ 報告局、担当別、法務省主管課及び決裁欄役職名・印影について

本件対象文書は、出廷した担当官が作成し、内部で所定の決裁を受けた上、上級庁に報告するものであるが、これらの過程においても、内部的な検討、協議や指示、率直な意見交換が行われ、その結果を踏まえた加筆修正がされることもある。

報告局、担当別及び法務省主管課については、訴訟事件における国の応訴体制に関する情報が記載されており、また、決裁欄の役職名及び各印影については、各訴訟事件に係る国の訟務部局における決裁権者や決裁過程の情報が記載されているところ、これらの情報は、訴訟事件に関する国の応訴体制を明らかにするものであり、これらを公にすると、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているか、また、訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すおそれをおそれ、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

また、これらを公にすると、訟務部局内部において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれる結果、国の訴訟遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号にも該当する。

なお、理由説明書で言及している情報公開・個人情報保護審査会平成21年度（行情）答申第207号において開示すべきと判断され

ている、「経過報告」中の「法務省主管課」及び「出頭者（法務局及び相手方）」については、同答申に係る原処分において、同一の情報が既に他文書で開示済みであること（「法務省主管課」につき「争訟事件の移送について」等、「出頭者（法務局及び相手方）」につき「答弁書」で開示済み）をもって、「経過報告」中の「法務省主管課」及び「出頭者（法務局及び相手方）」の記載が不開示情報に該当しないとの判断がされたものである。そして、当該他文書である「争訟事件の移送について」及び「答弁書」は、本件対象文書とは文書の性格が異なり、訴訟遂行に係る意思決定等の情報が記載されたものではなく、訟務部内における供覧及び通知に係る性格が強いものであるため、当該情報が開示されたものである。他方、本件開示請求に係る原処分においては、情報公開・個人情報保護審査会平成21年度（行情）答申第207号の事案とは異なり、同一情報が既に他文書で開示済みであるといった事情はなく、本件対象文書における当該情報の意義や他文書との関係等が異なるから上記答申の考え方は妥当しないものである。

ウ 発送日及び受付年月日について

発送日及び受付年月日は、訴訟の一方当事者である国の訴訟対応方針等に係る検討・協議にどの程度の期間を要したかが明らかになる情報であり、これらを公にすることにより、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるため、法5条6号口の不開示情報に該当する。

また、これらを公にすると、訟務部局内部において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれる結果、国の訴訟遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号にも該当する。

エ 相手方（原告）氏名について

相手方（原告）氏名については、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報でもあるため、法5条1号の不開示情報にも該当し、法令の規定又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではなく法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ又はハにも該当しない。

オ 事件番号、今回期日（期日）、次回期日及び次々回期日について

事件番号は、各裁判所において事件ごとに付されている番号で、対象訴訟を特定するものであり、個人識別情報（法5条1号）に当たるので、原則として開示しないが、原処分の当時、当該事件の事件番号については、「訟務の概況」と題する公刊物において公開済み

であることが判明したことから、これを開示することとする。また、事件番号が開示された場合には、開示された事件番号が、今回期日（期日）、次回期日及び次々回期日を含む当該事件の内容等を一定の範囲内で知る手がかりとなり得ることなどから、本件の場合、上記期日を公にしたとしても、当該相手方の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないので、これらを開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月7日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月10日 審議
- ⑤ 同年7月19日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月9日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書として、1件の期日経過報告書を特定し、その一部を法5条5号及び6号ロに該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、上記第3の2（2）オに掲げる部分について、開示することとしているが、その余の不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）については、不開示理由に法5条1号を加えた上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 文書特定の妥当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定訴訟に関し、法務省の訴訟部局の内部において、当該訴訟の結果を記録し報告するために作成された期日経過報告書であり、その中には、本件開示請求に係る特定原因に関する調査報告書に関する記載も確認できることから、本件請求文書に該当すると認められる。
- (2) そこで、本件対象文書の外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について検討すると、訴訟における主張立証に関し、法務局と行政庁との間で行った打合せの内容を記録した文書を作成するのは、必要があ

る場合に限られ、訴訟の係属期間が長くなったからといって、多く作成されるというわけではないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、また、東京法務局において、「調査報告書」という表題が記載されているものだけではなく、いわゆる「特定訴訟」で争点とされた特定事案に関連し調査結果を取りまとめた文書に関する記載があるものについても探索・調査の対象とした上で、関係部署に保存されている関係ファイルの全ての記録及び資料等を探索し、その記載内容を調査して、「期日経過報告書」（4枚）のみを本件対象文書として特定したとする文書の探索の方法及び範囲にも、特段の問題があるとは認められない。

(3) そうすると、東京法務局において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示維持部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示維持部分は、期日経過報告書のうち、①決裁欄の役職名及び印影、②「報告局」欄、③「発送」欄、④「担当別」欄、⑤「法務省主管課」欄、⑥「相手方」欄のうち原告の氏名、⑦「今回期日」欄のうち「手続の別」欄、「結果」欄及び「裁判官」欄、⑧「出頭者」欄中の「法務局」欄、「行政庁」欄、「相手方」欄、「相被告」欄、「傍聴」欄及び「記者」欄、⑨「添付書類」欄、⑩「次回の予定」欄、⑪「経過要旨」欄、⑫受付印並びに⑬1枚目の欄外左上の不開示部分及び4枚目の欄外左下の不開示部分の各部分であると認められる。

(2) ⑦「今回期日」欄のうち「手続の別」欄、「結果」欄及び「裁判官」欄、⑧「出頭者」欄中の「法務局」欄、「行政庁」欄、「相手方」欄、「相被告」欄、「傍聴」欄及び「記者」欄、⑨「添付書類」欄、⑩「次回の予定」欄並びに⑪「経過要旨」欄について

当該部分には、特定訴訟に関し、当該訴訟の一方当事者である国の担当者が、国の訴訟対応方針等の検討、協議のために必要な情報として取りまとめたとみられる特定の期日に係る法廷の具体的な状況等及び訴訟対応方針等に係る検討・協議における上記担当者らの率直な意見や、あるいはこれを推認させる事項が記載されていると認められる。

そうすると、これらを公にした場合、上記の担当者において、本来記載すべき報告事項等を記載することを控えることにもなり、その結果、上同等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められることから、法

5条6号口に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (3) ①「決裁欄」の役職名及び印影、②「報告局」欄、④「担当別」欄、⑤「法務省主管課」欄並びに⑬1枚目の欄外左上の不開示部分及び4枚目の欄外左下の不開示部分について

当該部分には、これらに記載された情報から、当該訴訟事件に関する国の応訴体制が明らかになるか、あるいはこれを推認させる事項が記載されていると認められる。

そうすると、これを公にした場合、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や、訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えるなど、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められることから、法5条6号口に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (4) ③「発送」欄及び⑭受付印について

当該部分のうち、「発送」欄には当該期日経過報告書を発送した日が、受付印には当該期日経過報告書を受け付けた日並びに受け付けた組織名及び受付番号が、それぞれ記載されること、これらは、訴訟の一方当事者である国の訴訟対応方針等に係る検討・協議にどの程度の期間を要したか、あるいはどのように処理されたか等が明らかになるか、あるいはこれを推認させる情報であり、ひいては、訴訟事件に関する国の応訴体制や検討状況を明らかにするものであると認められる。

そうすると、これらを公にした場合、上記(3)と同様の理由により、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められることから、法5条6号口に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (5) ⑥「相手方」欄のうち原告の氏名について

諮問庁は、当該部分は法5条5号及び6号口に該当し、さらに、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報でもあるため、同条1号の不開示情報にも該当し、法令の規定又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないから同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ又はハにも該当しない旨説明するところ、原告の氏名については、同号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。そして、同号ただし書イないしハに該当する事情は存せず、また、個人識別

部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条5号及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条5号及び6号口に該当するとして不開示とした決定については、東京法務局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が同条1号、5号及び6号口に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び6号口に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件請求文書）

「特定訴訟」に関する東京法務局と海上自衛隊の打ち合わせの内容が記載された文書（期日外経過通知書等）で、以下のもの。

「特定原因に関する調査報告書（調査回報書の一部を構成）を訴訟に提出するかどうか、あるいは自殺原因についてそれに基づいた主張をするかどうか検討した内容が書かれたもの。」